

会議の要点録（令和4年4月21日）

1. 議会基本条例について

- ・以下の項目について意見交換が行われた。
- ・議員の活動原則：（おおよその方向性として）下記のとおりとする
議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
 - (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、活発な議論を行い、議員間の意思疎通の円滑化に努めること。
 - (2) 市民の意見を的確に把握するために調査及び研究活動を行い、併せて自己研さんに努めること。
 - (3) 市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、条例又は政策の提案を積極的に行うよう努めること。
- ・議会改革：第25条に包含されている為、規定しない。
- ・市長等との関係：（おおよその方向性として）下記のとおりとする
本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- ・次回については、5月20日（金）議員連絡会終了後から開催することとなった。